

大洲市地域自治組織再編方針 (案)



令和5年11月
大洲市
大洲市教育委員会

目 次

1	大洲市地域自治組織再編検討会議	1
(1)	目的	
(2)	経過	
2	基本方針を踏まえた地域自治組織再編検討会議における方向性	2
項目 1	新たな地域自治組織（組織の一元化）	2
項目 2	活動拠点施設（コミュニティセンター化）	3
項目 3	協働による取組と組織体制	6
項目 4	地域振興一括交付金	8
項目 5	職員体制の強化・支援	10
項目 6	自治会に対する支援	13
項目 7	避難所の運営	16
項目 8	社会体育施設等の管理	18
項目 9	各種地区組織機能の自治会移行検討	18

1 大洲市地域自治組織再編検討会議

(1) 目的

平成27年度の自治会と区長会の再編から6年が経過する中、著しい少子高齢化や人口減少をはじめ、地域行事等の参加者減少や固定化、事業の衰退、役員のなり手不足、更には、情報化社会による若者の自治会離れなど、地域を取り巻く環境が大きく変化している。

このような状況において、地域が一体となって、地域が抱える課題を解消していくためには、人づくりや地域づくりなど共通の目標・目的を持つ、自治会と地区公民館といった現組織体制の抜本的な見直しが必要であり、将来を見据えた地域自治組織の在り方を検討することを目的に設置したものである。

検討会議は、自治会連絡会議や公民館長・分館長会の代表者、市議会議員など総勢20名で構成する。

(2) 経過

令和3年度において、地域自治組織再編の骨子となる「地域自治組織の体制」と「活動拠点施設」の2つの在り方について、以下のとおり検討を進め、中間報告書（案）をとりまとめ、市議会並びに関係者の皆様に説明を行い、意見を伺った上で、大洲市地域自治組織再編基本方針を決定した。

また、令和4年度は、基本方針に基づき、組織の名称をはじめ、組織や職員体制、地域振興一括交付金など、より具体的な項目についての検討を進め、人口減少や高齢化が進む中での地域における持続可能な体制の中間的な方向性をとりまとめた。

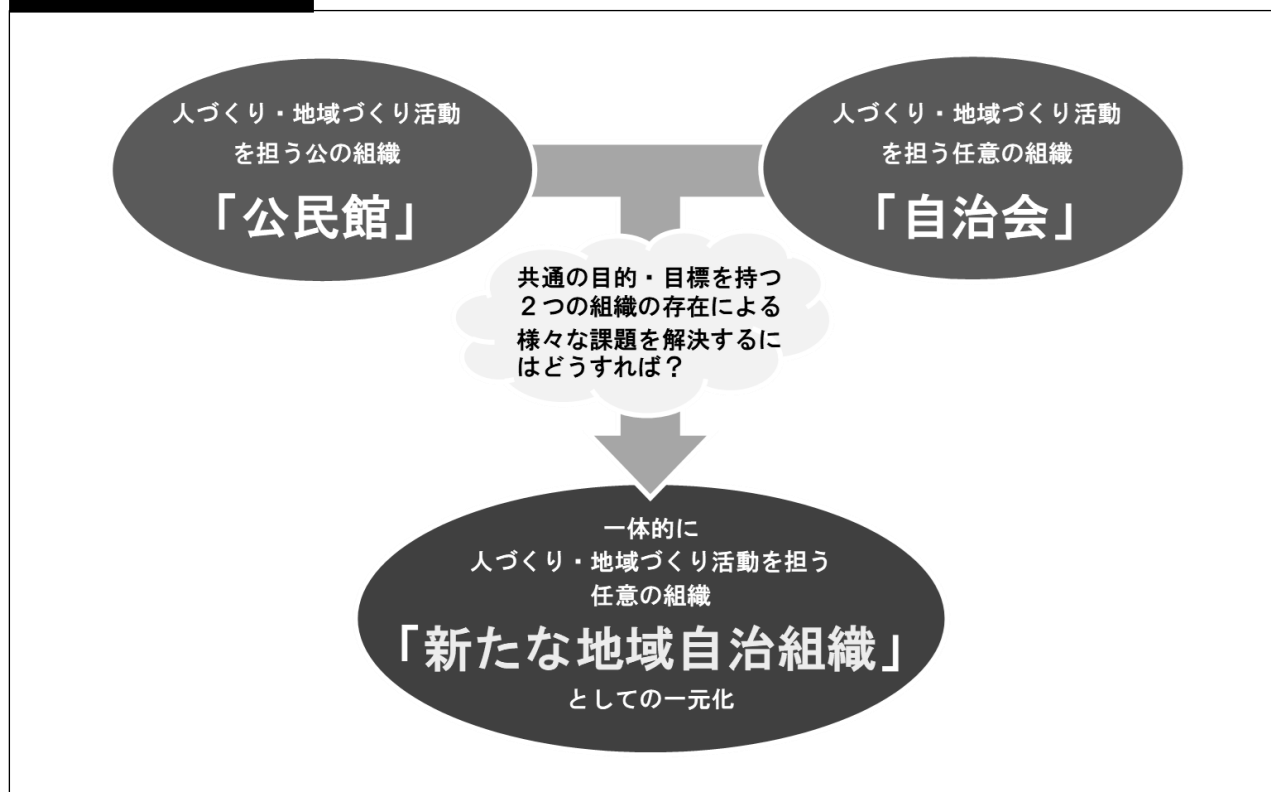
令和5年度

令和3年	7月 1日	大洲市地域自治組織再編検討会議設置要綱制定
	7月 1日	大洲市地域自治組織再編検討会議委員委嘱
	7月30日	第1回大洲市地域自治組織再編検討会議
	8月25日	第2回大洲市地域自治組織再編検討会議
	10月27日	第3回大洲市地域自治組織再編検討会議
	12月20日	第4回大洲市地域自治組織再編検討会議
令和4年	2月 2日	第5回大洲市地域自治組織再編検討会議
	2月21日	大洲市議会への中間報告
	3月16日	自治会連絡会議、公民館長・分館長会への中間報告
	3月30日	大洲市地域自治組織再編基本方針の決定
	6月28日	第6回大洲市地域自治組織再編検討会議
	8月25日	第7回大洲市地域自治組織再編検討会議
	10月24日	第8回大洲市地域自治組織再編検討会議
	11月28日	自治会連絡会議、公民館長・分館長会への検討経過説明
令和5年	1月31日	大洲市議会への検討経過説明
	2月24日	第9回大洲市地域自治組織再編検討会議 ・再編方針原案説明（関係者の意見を踏まえた修正）
	5月16日	地元説明会（組織体制等について役員との個別協議）
	～9月21日	
	10月26日	自治会連絡会議、公民館長・分館長会への説明
	11月	大洲市地域自治組織再編方針（最終）の決定

2 基本方針を踏まえた地域自治組織再編検討会議における方向性

項目 1 新たな地域自治組織（組織の一元化）

基本方針



平成19年度に自治会を市内全域33の地区に設置したが、過疎化の進展や自治会が機能しないなどの課題、さらに地域が自主的・自発的な活動を行うことができる仕組みづくりの必要性などから見直しを行い、平成27年度に自治会と区長会を統合する地域自治組織の再編をしている。

今回の再編を機に、新たな地域自治組織として生まれ変わるが、自治会の設置から15年が経過し、名称も地域で定着していることから、名称は下表のとおり現行のまま引き継ぐこととする。ただし、再編までに統合する自治会は、統合後の名称となる。

【自治会の名称】

肱南自治会	たいら自治会	新谷自治会	今坊自治会	肱川中央自治会
久米自治会	平野自治会	三善自治会	櫛生地域自治会	正山自治会
肱北地区自治会	南久米自治会	八多喜自治会	出海自治会	大谷自治会
若宮地域自治会	菅田自治会	上須戒自治会	大和自治会	岩谷地域自治会
五郎自治会	大川自治会	長浜自治会	豊茂自治会	予子林自治会
田口地区自治会	柳沢自治会	沖浦自治会	白滝自治会	河辺自治会

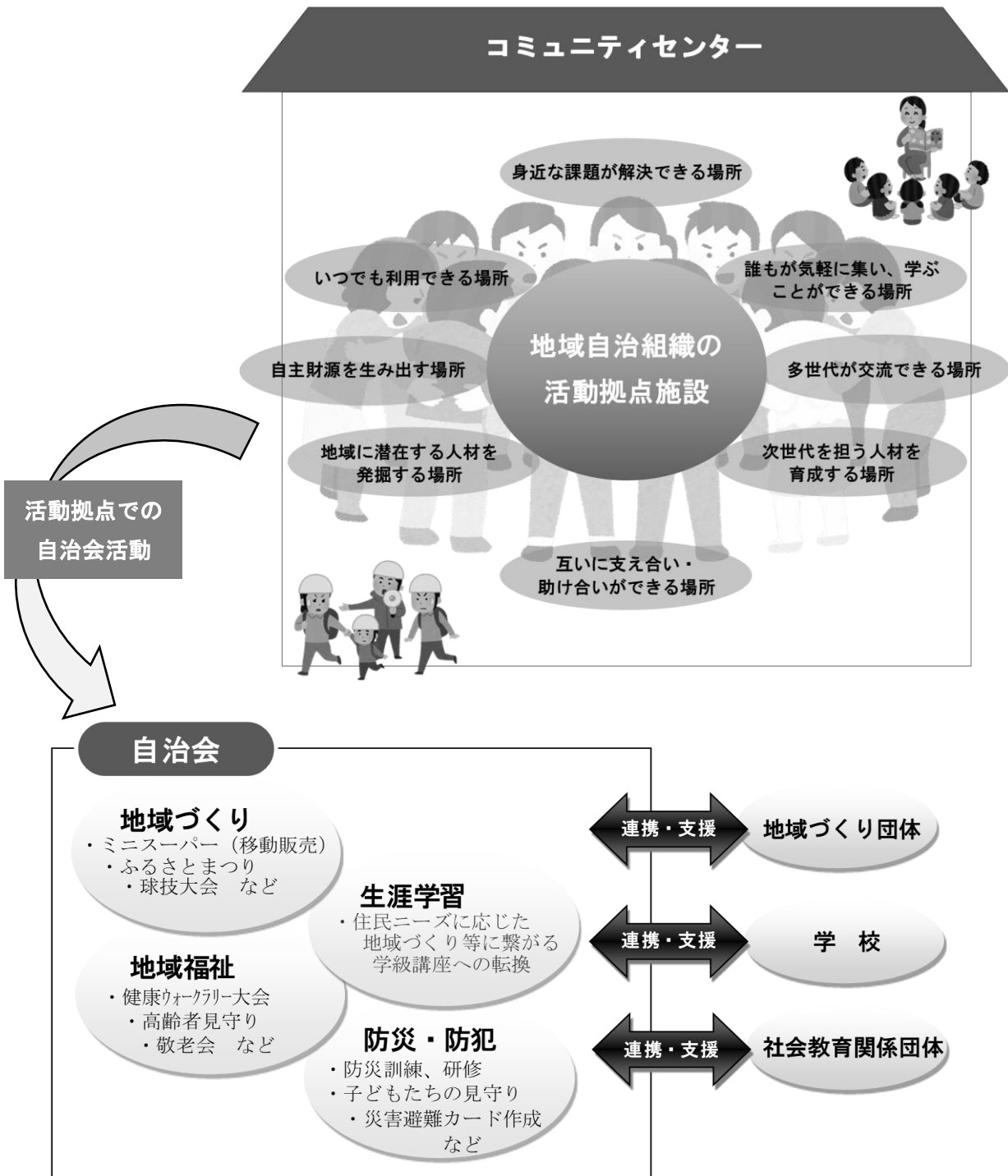
合計30自治会

基本方針

目指すべき将来像

～ 心豊かに暮らし続けることができる住み良い地域社会の実現

- 住民が主役となる地域
- みんなが支えあい活気あふれる地域
- 特性を活かした持続可能な地域



基本方針

コミュニティセンターの設置基準

【設置基準】 1組織 1施設（センター）

【整備基準】 旧耐震基準の施設（センター）の計画的な整備

No.	自治会名	新たな施設名称 (自治会の活動拠点施設)	新たな施設区分		公民館・分館名
			センター	分館	
1	肱南自治会	肱南コミュニティセンター	○ (S49)		肱南公民館
2	久米自治会	久米コミュニティセンター	○ (H2)		久米公民館
3	肱北地区自治会	肱北コミュニティセンター	○ (S52)		肱北公民館
4	若宮地域自治会	若宮コミュニティセンター	○ (H10)		〃 若宮分館
5	五郎自治会	五郎コミュニティセンター	○ (S56)		〃 五郎分館
6	田口地区自治会	田口コミュニティセンター	○ (H8)		〃 田口分館
7	たいら自治会	平コミュニティセンター	○ (H4)		平公民館
8	平野自治会	平野コミュニティセンター	○ (S63)		平野公民館
		〃 平地上分館		■ (H26)	〃 平地上分館
9	南久米自治会	南久米コミュニティセンター	○ (S56)		南久米公民館
10	菅田自治会	菅田コミュニティセンター	○ (S54/H4)		菅田公民館
11	大川自治会	大川コミュニティセンター	○ (S55)		大川公民館
		〃 蔵川分館		■ (S59)	〃 蔵川分館
12	柳沢自治会	柳沢コミュニティセンター	○ (S58)		柳沢公民館
		〃 田処分館		■ (H7)	〃 田処分館
13	新谷自治会	新谷コミュニティセンター	○ (S55)		新谷公民館
		〃 喜多山分館		■ (H19)	〃 喜多山分館
14	三善自治会	三善コミュニティセンター	○ (S52)		三善公民館
15	八多喜自治会	八多喜コミュニティセンター	○ (S57)		八多喜公民館
16	上須戒自治会	上須戒コミュニティセンター	○ (S46)		上須戒公民館
17	長浜自治会	長浜コミュニティセンター	○ (H6)		長浜公民館
		—		—	〃 青島分館
18	沖浦自治会	沖浦コミュニティセンター	○ (H10)		沖浦公民館
19	今坊自治会	今坊コミュニティセンター	○ (H7)		今坊公民館
20	櫛生地域自治会	櫛生コミュニティセンター	○ (S63)		櫛生公民館
21	出海自治会	出海コミュニティセンター	○ (S41)		出海公民館
22	大和自治会	大和コミュニティセンター	○ (R2)		大和公民館
23	豊茂自治会	豊茂コミュニティセンター	○ (S43)		豊茂公民館
24	白滝自治会	白滝コミュニティセンター	○ (S42)		白滝公民館
		〃 戒川分館		■ (H2)	〃 戒川分館
		〃 柴分館		■ (S47)	〃 柴分館
25	肱川中央自治会	肱川中央コミュニティセンター	○ (R5)		肱川公民館
26	正山自治会	正山コミュニティセンター	○ (H8)		〃 正山分館
27	大谷自治会	大谷コミュニティセンター	○ (H16)		〃 大谷分館
28	岩谷地域自治会	岩谷コミュニティセンター	○ (R4)		〃 岩谷分館
29	予子林自治会	予子林コミュニティセンター	○ (H17)		〃 予子林分館
30	河辺自治会	河辺コミュニティセンター	○ (S53)		河辺公民館
		〃 植松分館		■ (H16)	〃 植松分館
		〃 坂本分館		■ (H2)	〃 坂本分館
		〃 大伍分館		■ (H1)	〃 大伍分館
		〃 北平分館		■ (H6)	〃 北平分館
合 計			30	10	

注1) 新たな施設区分の括弧書きの建築年は、旧耐震基準により建築された建物のうち、昭和49年以前の建物を青色、昭和50年以降の建物を緑色で表示

【移行体制】

	公 民 館	移行の考え方	コミュニティ施設
移 行 期		地区説明会の翌年度を目 標に設定	令和6年4月1日（一斉） ※ 指定管理「モデル事業」同時開始
設 置 主 体	教育委員会	所管部局の一元化 ・ 職員集中配置による支援 体制強化	市長部局
施 設 名 称	公民館	統一名称の設定 ・ 周知徹底 ・ 愛称等設定及び併記可能	コミュニティセンター
業 務 業	貸館業務 維持管理業務 公民館事業	みんなの集う場所 ・ 新組織による公民館事業 の継続	貸館業務（営利等可能） 維持管理業務 ※ 公民館事業を市と自治会との協働 による取組に追加
	証明書等発行 業務（連絡所）	新たなサービスに移行 ・ 高いマイナンバーカード 交付率（82.3%） ・ 発行場所と利用時間拡大 ・ 窓口負担軽減	直営継続（最長3年）後に廃止 ≪新たなサービス≫ ・ コンビニ交付開始（R5.3） ・ センター窓口での申請・取次ぎ ・ 証明書宅配サービス ・ デマンド型交通の整備 ・ 郵便局委託の検討
開 館 時 間	午前8時30分 ～午後10時	現況や実情に応じた柔軟 な設定	午前8時30分～午後5時15分 ※ 市長が必要と認めるときは変更可
貸 館 時 間		開館と貸館の時間区分 ・ 利用実績等に応じた効率 的な人員配置 ・ 貸館がない場合の人員配 置削減・負担軽減	午前8時30分～午後10時 ※ 市長が必要と認めるときは変更可 ※ 開館時間以外は、無人で対応できる 仕組み（スマートロック等）の検討
休 館 日	12月29日～ 翌年1月3日		12月29日～翌年1月3日 ※ 市長が必要と認めるときは変更、臨 時休館可
使 用 料	公民館条例等 520円/h ※200～250㎡	営利等の使用料設定	センター条例（自治会等：減免） 一般 520円/h 営利 1,040円/h ※ 200～250㎡場合 営利2倍
施 設 予 約	期間設定なし	これまでの利用環境の確 保	地元登録団体 期間設定なし 一般 使用2か月前
利 用 限 制	災害発生や公 の秩序又は善 良の風俗を乱 すおそれ、管 理上支障があ る場合等	地域福祉向上につながら ない利用の制限 ・ 悪徳業者等の排除	専ら営利を目的とする利用の制限 （追加）

項目 3 協働による取組と組織体制

これまでの公民館事業を「地域の学び事業」として、市との協働による取組に移行する。協働による取組に要する経費として地域振興一括交付金を交付する。

【市との協働による取組とその概要】

協働による取組	協働による取組の概要
(1) 区長業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報大洲等の配布、お知らせ等の回覧 ○ 要望や各種事業の取りまとめ・調査 ○ 募金等の周知・取りまとめ ○ 区入りの促進 他
(2) 自主防災事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会・訓練の実施 ○ 防災資機材等の整備 ○ 避難所運営等の協力 他
(3) 敬老会事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敬老会対象者の取りまとめ ○ 敬老会（式典等）の開催
(4) 地域の学び事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の開催（家庭教育・高齢者・女性・成人・青年学級等） ○ 青少年健全育成に資する事業の実施 ○ 健康寿命延伸に資する事業の実施 ○ 人権教育及び啓発活動のための事業の実施
(5) 身近な地域課題を解決するために必要な環境整備・地域振興等に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯設置事業の実施 ○ 道路環境整備事業の実施 ○ 地域コミュニティの醸成に関する事業（ふるさとまつりや三世代交流事業など）

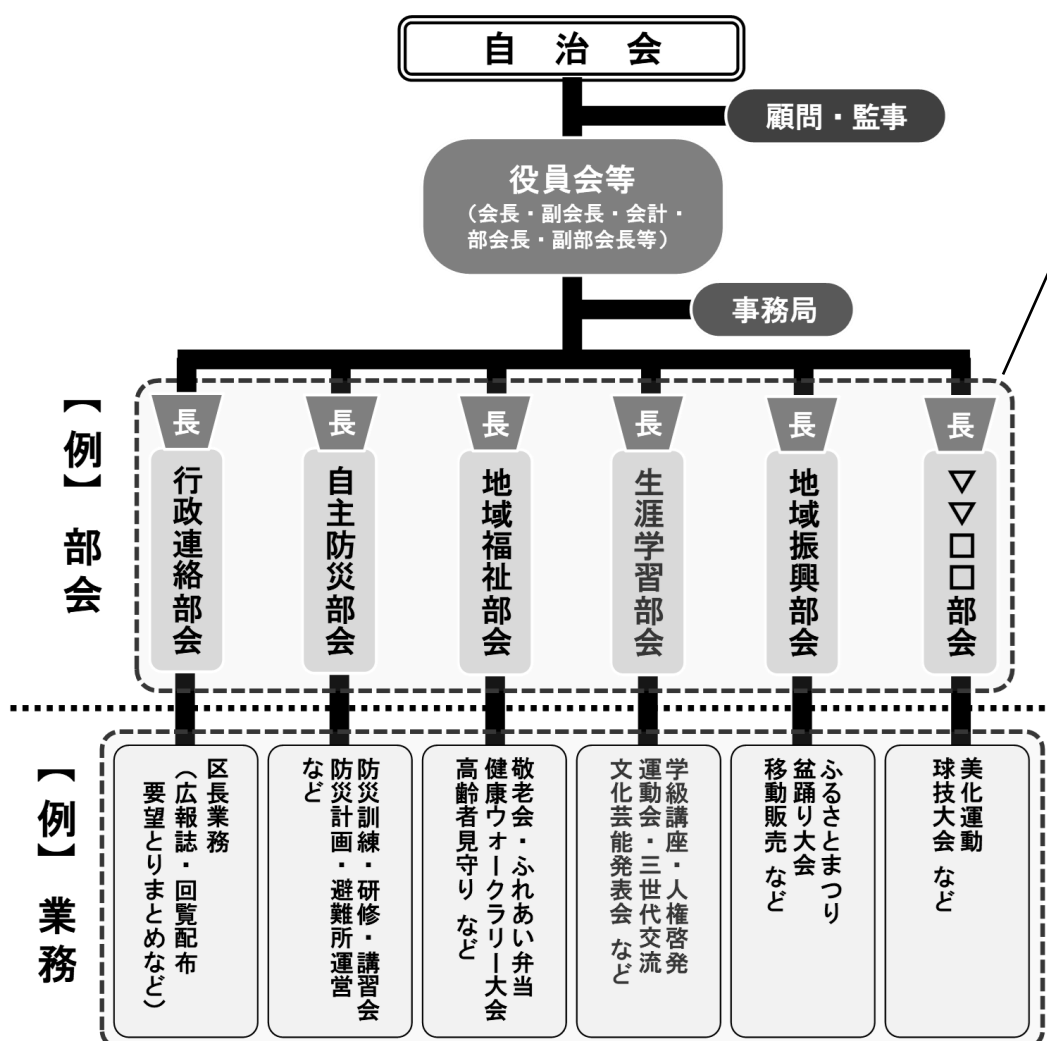
《学級例》

家庭教育学級	
開設目的	○ 家庭教育に関する学習及び保護者間の交流や情報交換を通して、家庭における教育上の課題に対応するための知識を身につける。
対象	○ 同一地区内に居住する高校生以下の子どもを育てる保護者
実施要領	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区を同じくする自治会と合同開催することができる。 ○ 学校やPTA等との連携・共催で行うことができる。
学習内容【例】	<ul style="list-style-type: none"> ○ うちどくの推進 ○ 食育 ○ 思春期における親子関係 ○ 生活習慣・学習習慣 ○ 親子教室 ○ インターネットや携帯電話、メディア等の弊害に関する学習 ○ レクリエーション ○ リラクゼーション など

【組織体制】

◎ 基本的な組織体制（参考）

「行政連絡部会・自主防災部会・地域福祉部会・生涯学習部会」を基本的な部会として設置する方向とするが、それぞれの機能が備わるのであれば、例えば、4つを2つの部会に統合することは可能である。
 また、基本的な4つの部会以外の設置については、地域の実情に応じて設置することは可能である。



それぞれの部会の事業については、マンネリ化や参加者の固定化などの課題を解消するため、この組織再編を機に取捨選択しながら、住民ニーズに応じた新たな事業の展開など、地域の実情に沿った取組を検討することは可能である。

項目 4 地域振興一括交付金

自治会の活動における実態から、区入り世帯割を新たに追加又は増加させ、均等割や世帯割、人口割の割合を低減する。また、これまでの公民館事業及び道路環境整備事業に係る補助金・交付金を地域振興一括交付金に算入し、手続き等の簡素化を図る。

なお、地域振興一括交付金は、これまでと同様に自治会の総額予算として、地域活動の実情に応じて活用することができる。

【地域振興一括交付金の算定基礎の改正案】

項目	現 状	見直しの考え方	改 正 案
自治会活動 補助金	均等割 (50%)	活動の実態に応じた区入り世帯の重視 ・ 区入りの促進 区入り促進活動に応じて	均等割 (30%)
	世帯割 (25%)		世帯割 (10%)
	人口割 (25%)		人口割 (10%)
	—		区入り世帯割 (50%)
	会長等手当相当額 48 万円		会長等手当相当額 70 万円
	行政区割 8,000 円		行政区割 5,000 円
	新区入り世帯加算 10,000 円/世帯		新区入り世帯加算 10,000 円/世帯
—	区入り促進活動費加算 200 円 (最大 300 円) /世帯		
区長業務	均等割 (40%)	業務の実態に応じた区入り世帯の重視 ・ 区入りの促進 ・ 行政区の統廃合 ・ 配布物の区長受取方法の統一 (センター受渡)	均等割 (30%)
	世帯割 (10%)		世帯割 (10%)
	区入り世帯割 (50%)		区入り世帯割 (60%)
自主防災活動	均等割 (80%)	防災訓練、備蓄食料確保等に伴う世帯数重視 地区取組の継続支援	均等割 (50%)
	世帯割 (20%)		世帯割 (50%)
	—		仮) 地区防災機能強化事業実費 (上限 25 万円) → コミュニティタイムライン策定等
敬老会事業	開催箇所割 20,000 円	未実施の場合は翌年度減額 (変更なし)	開催箇所割 20,000 円
	75 歳以上人口割 2,000 円		75 歳以上人口割 2,000 円
公民館活動	均等割	生涯学習の基準に合わせた算定基礎 5項目の一本化	基礎交付金 33 万円 ※基準以下の場合、上限 15 万円の実費交付 (翌年度精算)
	人口割		実費による翌年度追加交付 ・ 基準以上 上限 7 万円 ・ 20 回以上 上限 15 万円
	分館活動費		
学級講座	1 館当たり (分館含む)	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりとの一体的な活動 基準を踏まえた予算枠の確保 これまでの学級等が実施できる環境整備 (多く実施した場合における追加予算枠の確保) 	
社会体育	1 館当たり		
青少年健全育成	均等割		
人権啓発事業	人口割	一括交付金に統合 手続き等の簡素化	※人権啓発に係る活動費は基礎交付額に統合
	1 地区人教当たり 85,000 円		
道路環境整備事業	市道延長割	一括交付金に統合 手続き等の簡素化	市道延長割
ふれあい広場 除草等業務	清掃・草刈り (面積等当たり)	一括交付金に統合 手続き等の簡素化	清掃・草刈り (面積等当たり)

※ 防犯灯設置等補助金については、各自治会の実績が大幅に異なるため、地域振興一括交付金に統合することは適切ではないと判断し、当面現状の補助制度のままとする。

■ 自治会の取組を対象とした補助制度新設


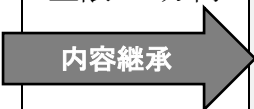
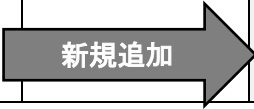
① 補助制度新設の目的

地域の課題を解決するためには、自治会と地域づくり団体等が連携し、地域が一体となって、地域資源や観光資源等を活用した魅力ある地域づくり事業に取り組むことが重要であると考えられる。

そこで、補助対象団体を自治会に特化し、これまでの補助要件に柔軟性を持たせ、自治会がより活用しやすい制度とすることを目的に新設するものである。

なお、申請受付の期間について、特に短期間で実施可能な事業の場合は、自治会の積極性が保たれるよう、随時の受付及び内部審査による決定までの期間の短縮とともに、申請書類の簡素化により自治会の負担軽減を図る。

② 補助制度の概要

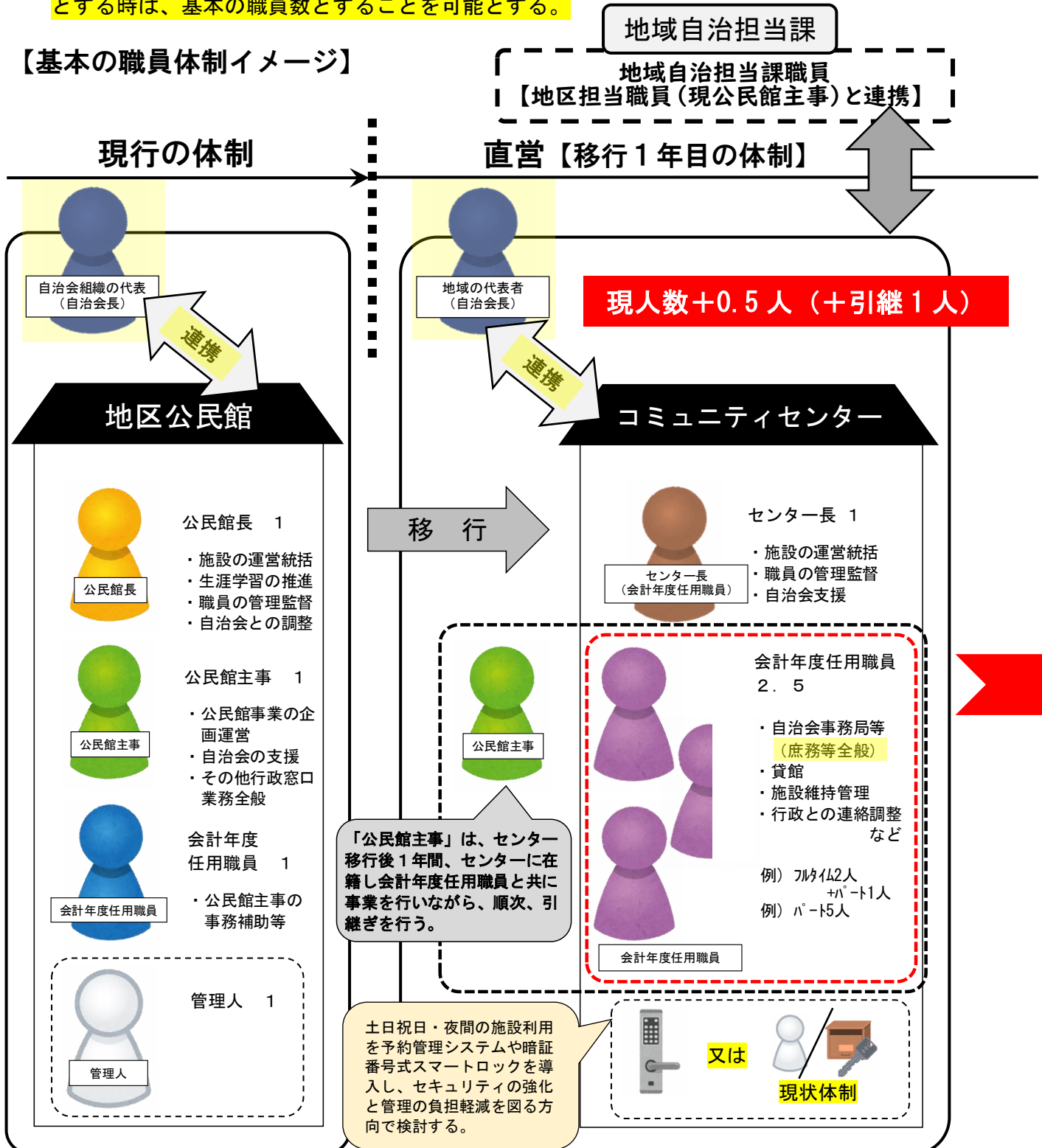
がんばるひと応援事業補助金 ・新たな地域づくり事業 予算規模 1,000 万円	補助率 9/10 上限 200 万円 	仮称) 自治会地域づくり補助金 補助残は一括交付金充当可能 ① チャレンジ & フェンジ事業 (最長 2 年) 補助率 6/10 上限 50 万円 ・取組計画検討経費 研修、視察、講師謝金、ワークショップ等 ・取組実証経費 コミュニティカフェ、農産物販売、試作開発、フリーマーケット、区入促進等 ・既存事業見直し経費 イベント統合、子ども居場所づくり ② 取組計画展開事業 補助率 8/10(ハード・備品 5/10) 上限 200 万円 ・①の取組計画、実証を踏まえて取り組む事業経費 ③ 地域環境整備事業 補助率 5/10 上限 50 万円 ・広場、花壇等の整備 ・伝統、文化の保存継承 ④ 自治会備品整備事業 補助率 5/10 上限 20 万円 ・自治会活動備品の整備 (センター備品との区分必要)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自治会を対象とした補助制度見直し ◎ 要望が多い備品・環境整備に係る経費を対象の創設・継承 ◎ 自治会再編に伴い生じる既存事業見直し経費を対象に追加 ◎ 新たな取組の検討経費や実証経費、本格的な実施経費を熟度に応じて支援(実証を踏まえ事業中止も可能) ◎ 採択された補助事業の内容・実績を全自治会で共有 </div>		
うるおいの里づくり事業費補助金 ・ふれあい広場・花壇の整備 ・観光交流資源整備 ・伝統文化の保存育成 予算規模 100 万円	補助率 5/10 上限 50 万円  	
新たな取組に対する地域自治担当課チーム編成による支援体制 ・法的課題解消等につながる担当部署による協力・助言・調査 ・先進事例等の調査・紹介 ・取組に必要な人材確保(自治会単位での地域おこし協力隊の導入等) ※地域自治担当課による地域おこし協力隊の募集・受入・伴走による自治会負担の軽減		

項目 5 職員体制の強化・支援

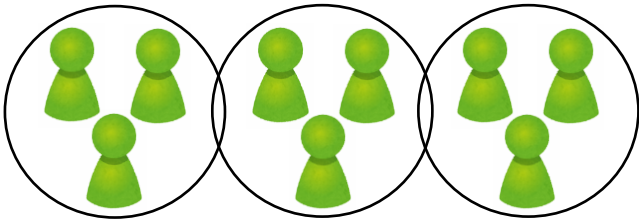
自治会及びセンターの業務を担う職員を現公民館職員数から増員し、運営体制を強化するとともに、センター移行1年目は現公民館主事を配置し、共に業務を行いながら引継ぎを行うほか、地域自治担当課を庁内に設置の上、必要な人員を配置するなど、円滑な自主運営に繋がる体制を自治会と共に創り上げる。

※ 基本の職員数以下の地区において、移行1年目（引継期間）は、現状把握や新体制検討等の試行期間として位置付けるため、現状どおりの事業実施を可能とする。なお、一定以上の施設利用と基準以上の地域の学び事業の実施が見込まれる場合において、通常開館（8:30～17:15）とする時は、基本の職員数とすることを可能とする。

【基本の職員体制イメージ】



地域自治担当課



ワンストップ相談窓口
巡回・相談・監査

【支援体制】

- 地域任用職員の「募集」や「任用手続き等」は、自治会の負担軽減を図るため、市において必要な手続きを支援できる体制を整える。
- 基本、指定管理は移行4年目を目標とするが、モデル地区における導入成果等を情報共有しながら、関係者の意向を踏まえ移行時期等を調整する。

直営【移行2・3年目の体制】

指定管理

【移行4年目からの体制】

地域の代表者
(自治会長)

現人数+0.5人

連携

コミュニティセンター



センター長 1

センター長
(会計年度任用職員)

- ・施設の運営統括
- ・職員の管理監督
- ・自治会支援



会計年度任用職員
2.5

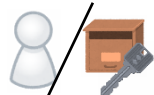
- ・自治会事務局等
(庶務等全般)
- ・貸館
- ・施設維持管理
- ・行政との連絡調整
など

例) 7/242人
+パート1人
例) パート5人

会計年度任用職員



又は



現状体制

地域の代表者
(自治会長)

現人数+1.0人

管理

コミュニティセンター



施設管理責任者 1

施設管理責任者
(地域任用職員)

- ・施設の運営統括
- ・職員の管理監督



地域任用職員

3.0

- ・自治会事務局等
(庶務等全般)
- ・貸館
- ・施設維持管理
- ・行政との連絡調整
など

例) 7/243人
例) 7/242人+
パート2人

地域任用職員



又は



現状体制

直営及び指定管理にかかわらず、センター職員の人数を基準以下とする場合は、活動に充当できる経費として、50万円/人(0.5人の場合は25万円/人)を地域振興一括交付金に加算して交付する。

(1) 募集から採用までのスケジュール

時 期	内 容
9月頃～	地域での人選・調整
12月上旬頃	○ 募集・周知 ※ 応募受付期間：3週間程度 ※ 提出書類（受験申込書、返信用封筒）
1月上旬頃	○ 書類審査（受験申込書事前審査） ○ 口述試験日通知
2月上旬頃	○ 口述試験（評価基準に基づき、項目別に5段階で評価） ○ 合否決定（書類審査、口述試験の結果に基づき、総合的な判断）
2月下旬頃	○ 最終合格者発表・合否通知 ○ 配属先決定通知

センター長・分館長は、地域からの推薦など、公募によらない方法で検討する。

(2) 勤務条件等

■ 会計年度任用職員（地域任用職員）

<任用期間>

- 原則として令和__年4月1日から令和__年3月31日までの1年間

<給与等>

- 給 料：154,600円/月～（フルタイム勤務）
※ パートタイム（週20時間勤務）は、79,793円/月から
※ センター長を兼ねる場合は、175,300円/月から
- 諸 手 当：通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、退職手当（6月経過後から）
- 社会保険：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（6月経過後まで）

<勤務時間>

- 週5日勤務（1週間当たり38時間45分）
※ パートタイムは、週20時間の範囲で週5日や週3日勤務など多様な働き方に対応

<休暇>

- 年次有給休暇：10日（最大20日付与）
※ 採用初年度は、任用期間の経過月数に応じて最大10日まで付与
- 特別休暇：夏季休暇3日、その他に産前産後休暇、忌引休暇など

<服務>

- 地方公務員法に基づく服務の各規程の適用
※ 服務の宣言、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の禁止など

◎現職の継続雇用の場合は現給保障
◎センター長兼務の場合は役職加算相当での設定で検討

例) 月(1日)・水(1日)、金(半日)

ただし、指定管理後の地域任用職員の服務は自治会で規定

■ センター長・分館長（施設管理責任者）

<任用期間>

- 原則として令和__年4月1日から令和__年3月31日までの1年間

<給与等>

- 報酬：センター長 360,000円/年程度、分館長 85,000円/年程度
※ 1月の勤務時間やセンターの開館時間等に応じて決定（基本時間給 1,043円）

<勤務時間>

- 1月当たり30時間程度（分館長は7時間程度）
※ 業務量に応じて勤務時間を決定

<休暇>

- 年次有給休暇：勤務日数に応じて付与（1日～最大3日程度）

<服務>

- 地方公務員法に基づく服務の各規程の適用
※ 服務の宣言、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の禁止など

ただし、指定管理後のセンター長や分館長の服務は自治会で規定

項目 6 自治会に対する支援

(1) 活動保険

これまでの自治会活動保険の傷害補償は、当該自治会に加入する者でかつ、その自治会の範囲内での活動に限られているため、居住地以外の自治会での活動における負傷等は補償されない課題が挙げられている。

この課題を解消するには、活動等における居住地制限の無い「公民館総合補償制度」（賠償責任補償は現行の自治会活動保険）に加入するとともに、自治会が安心して事業に取り組めるよう補償内容の充実を図る。

【保険の概要】

	現 状		再 編 後
保険種類	自治会活動保険	公民館総合補償制度	公民館総合補償制度 (+自治会活動保険)
賠償責任補償	1事故につき2億円(限度額) 免責金額1,000円 ・借用財物 ・食中毒事故		1事故につき2億円(限度額) 免責金額1,000円 ・借用財物 ・食中毒事故
傷害補償	死亡500万円 後遺障害20～500万円 入院3,000円(180日限度) 通院1,500円(90日限度)	死亡650万円 後遺障害26～650万円 入院3,900円(180日限度) 通院1,800円(90日限度) 手術 入院手術39,000円 外来手術19,500円 ・食中毒事故 ・熱中症	死亡1,000万円 後遺障害40～1,000万円 入院6,500円(180日限度) 通院3,000円(90日限度) 手術 入院手術65,000円 外来手術32,500円 ・食中毒事故 ・熱中症
傷害見舞費用	入院等1事故1名につき 最大10万円	入院等1事故1名につき 最大10万円 +建物損害6万円	入院等1事故1名につき最大10 万円 +建物損害6万円
特約			職員の傷害補償・傷害見舞費用 ただし、食中毒・熱中症は対象外

(2) 適正な会計処理の仕組みづくり

① 会計処理システムの導入と不正行為の未然防止対策

地域自治組織の再編にあたり、不慣れな会計事務処理による職員の負担増、不安の解消や、誤処理が発生しない仕組み、ルールづくりとともに、不正行為による地域の損失を防ぐために、不適正な事務取扱の早期発見、予防措置が図られる体制づくりが求められている。

そこで、不正行為の未然防止対策の取組として、地域における適正な事務処理を進めていくことができるよう、次の体制を自治会と共に整える。

ア 会計処理システム導入による統一的な処理と出納事務の軽減

イ 処理しやすい会計処理システムの提供及び会計事務処理マニュアルの作成

ウ 適正な会計処理が行える指導・監査体制の確保と実地検査の実施

② 不正行為等（業務上横領等）への対応

職員が業務上管理する金品を着服（業務上横領）した場合に生じる地区の損失を賠償する保険制度はないため、不正行為を未然に防ぐために、会計処理システムの提供をはじめ、会計事務処理マニュアルの作成、指導・監査体制の確保、実地検査の実施の徹底を図るとともに、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施し、職員の意識向上に努める。

③ 指定管理者における給与支払事務への支援

指定管理への移行に伴い、地域任用職員の給与支払事務における自治会の負担を軽減するため、給与計算様式を提供するとともに、誤った給与の支払いがないよう市の計算結果との確認作業を行う。

(3) 自治会活動における市公用車利用の環境整備

市が管理する公用車については、再編以降3年間は直営の体制であるため、各センターの職員が利用するには支障はないが、指定管理に移行した場合は、全て地域任用職員となるため、安易に公用車の利用ができなくなり、役員等の私用車を利用せざるを得ない状況となる。

そこで、各種行事における用具運搬など、市との協働による取組の場合、自治会に公用車を貸し出すことができるようにするが、貸出用の車種や車両台数の設定を行う予定である。

また、自治会が公用車を使用した時は、運行管理簿に記録を記載し、市に報告する流れとなるが、これらの公用車の利用に関しては、公用車取扱マニュアル等を作成するなど、自治会が利用しやすい環境を整える。

(4) 施設予約等のデジタル化の検討

コミュニティセンター及び社会体育施設等については、施設予約や夜間・土日の利用に関して、管理者及び利用者の負担を軽減するために、デジタル化の検討を進める。

(5) 自治会連絡会議等

自治会連絡会議には、自治会長以外に自治会及びセンターの業務を担う職員の参加を求めるほか、別に職員が意見交換や情報共有できる機会、また、地域づくりに関する研修の機会を設け、地域の魅力発掘と活性化に寄与するとともに、個人情報や財産を扱う機会が増えることから、個人情報漏洩や不正行為を未然に防ぐための研修を定期的で開催する。

<予定会議>

会議名	年回	会議内容	参集者
自治会連絡会議	2	市からの連絡事項 市への要望事項 意見交換 ほか	理事者 自治会長 センター職員
定例職員会	1 2	市からの連絡事項 意見交換・情報交換 ほか	センター職員
職員研修	4	職員としての心構え 全国の取組事例紹介 地域の取組事例発表 情報交換、意見交換 ほか 地域づくり人材育成 貸館事務の取扱	センター長 センター職員
個人情報取扱研修	1	個人情報保護法 個人情報保護制度の概要 個人情報事務取扱 ほか	自治会長 センター長 センター職員
コンプライアンス研修	1	基本概念 違反によるリスクマネジメント 意識の高揚 ほか	センター長 センター職員

※ 随時、会議の効果等を検証し、必要に応じて回数や内容等を見直す。

(6) 市政懇談会

市と自治会の懇談の場の提供として、気軽に対話できる環境を整えるために、主要施策等の行政提案型による会議から地域課題や新たに取り組もうとする事業などを中心とした自治会提案型とし、これまでどおり基本2年に1回の開催とする。

項目	現 状	再 編 後
開催回数	2年に1回（1自治会）	2年に1回（1自治会） ※ 基本、2年に1回とするが、自治会の意向により、これ以下の開催を可能とする。なお、主要施策の重要案件などを説明する場合、随時、追加開催する。
内 容	行政提案型による説明・意見交換（主要施策等のテーマ）	自治会提案型による意見交換（地域課題等自由テーマ） ※ 地域課題は地域ごとで異なるため、意見交換のテーマはそれぞれで決定し、職員等が進行役となる。
参 集 者	大洲市：理事者 自治会：役員、区長、各種団体長ほか	大洲市：市長、関係部課長 自治会：役員、区長、各種団体長、職員ほか

項目 7 避難所の運営

(1) 避難所運営管理の基本方針

① 平常時

平常時とは、避難所を立ち上げるために、避難所運営マニュアルや様式を事前に準備し、訓練等でその実効性を検証しておく期間のこと。

関係者で事前に協議し、避難所生活に必要なルールや避難所内のレイアウト等を決める。

② 初動期・応急期【発災当日～3日目まで】

初動期とは、避難情報の発令や地震等の災害発生直後に、避難所を開設・運営するための必要な業務を行う期間のこと。

また、応急期とは、地震等の災害発生後3日目までの期間を示す。避難者にとっては、避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期となる。

現在の初動期における避難所開設の責任者は、原則として市であるが、市が即対応不可で、かつ緊急の場合は、自治会が業務を実施する。

③ 復旧期【4日目以降】

復旧期とは、地震等の災害発生から4日目以降の期間を示す。復旧期からの避難所の運営は、避難者の自主再建の原則に基づいて、避難者が主体となって行うが、支援物資の調整や施設の安全確認、避難者の入退所管理などは、市が自治会と連携しながら支援を継続する。

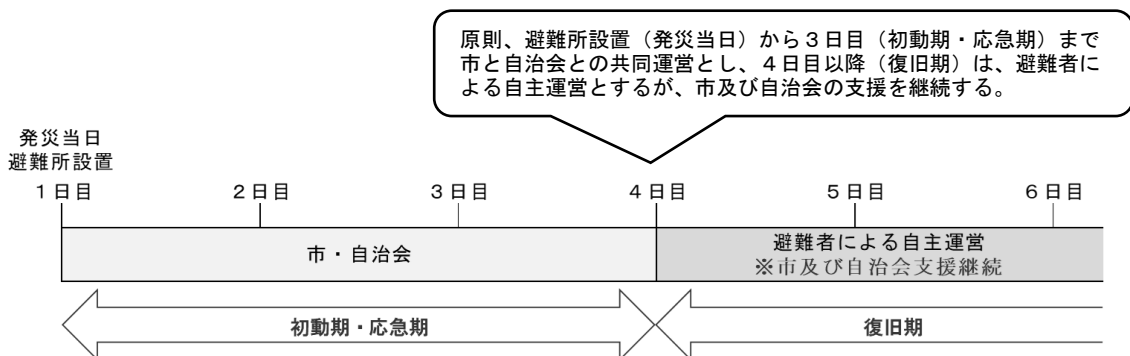
注) 被災の状況によって、上記期間は変わる場合がある。

(2) 避難所開設・運営の体制イメージ

市職員又は自治会が避難所を開錠し、共同で運営にあたる。

避難所の運営期間は、原則3日とするが、災害規模により長期化する可能性がある場合は、市と自治会で協議の上、決定する。

なお、市指定避難所以外の地域で決めた避難所については、自治会の判断で開錠・運営する。



(3) 手当の支給

市から設置依頼を行った避難所の運営に従事した自治会関係者には、大洲市職員に支給する額と同じ、手当 4,400 円/日を市から従事者に直接支給する。(8:30～17:15→4,400 円、17:15～翌朝 8:30→4,400 円)

なお、手当の支給対象は、市が指定する避難所の運営従事者とする。

《指定一般避難所》

No.	施設名	No.	施設名
1	肱南公民館	49	大洲東中学校
2	大洲市民会館	50	上須戒公民館
3	大洲小学校	51	上須戒体育館
4	大洲南中学校	52	長浜体育館
5	大洲高等学校	53	長浜公民館（長浜ふれあい会館）
6	久米公民館	54	長浜スポーツセンター
7	久米小学校	55	長浜高等学校
8	肱北公民館（社会教育センター）	56	長浜中学校
9	防災センター	57	長浜小学校
10	総合体育館	58	青島コミュニティセンター
11	喜多小学校	59	今坊公民館（長浜しおさい館）
12	総合福祉センター	60	今坊集会所
13	大洲農業高等学校	61	喜多灘体育館
14	大洲隣保館	62	沖浦公民館
15	大洲北中学校	63	長浜高齢者コミュニティセンター
16	肱北公民館五郎分館	64	櫛生公民館（櫛生福祉センター）
17	平公民館	65	旧櫛生小学校
18	平小学校	66	出海公民館
19	徳森児童センター	67	旧出海小学校
20	平野公民館	68	大和公民館
21	大洲市体育センター	69	豊茂公民館
22	平野小学校	70	旧豊茂小学校
23	平野中学校	71	白滝公民館
24	平野公民館平地上分館	72	旧白滝小学校
25	南久米公民館	73	白滝公民館柴分館
26	国立大洲青少年交流の家	74	柴体育館
27	南久米体育館	75	旧戒川小学校
28	菅田公民館	76	肱川公民館
29	菅田小学校	77	肱川小学校
30	肱東中学校	78	肱川中学校
31	大川公民館	79	肱川農業者トレーニングセンター
32	大成体育館	80	正山自治センター
33	大川公民館蔵川分館（大洲市基幹集落センター）	81	旧正山小学校
34	蔵川体育館	82	大谷自治センター
35	柳沢公民館	83	旧大谷小学校
36	旧柳沢小学校	84	岩谷自治センター
37	旧田処小学校	85	予子林自治センター
38	柳沢公民館田処分館（農村活性化センター）	86	旧予子林小学校
39	新谷公民館	87	中津集会所
40	新谷小学校	88	肱川風の博物館・歌麿館
41	新谷中学校	89	特別養護老人ホームかわかみ荘
42	大洲福祉会館	90	河辺小学校
43	帝京第五高等学校	91	河辺公民館坂本分館（河辺農業構造改善センター）
44	新谷公民館喜多山分館	92	旧河辺中学校
45	三善公民館	93	河辺ふるさとの宿
46	三善小学校	94	河辺公民館大伍分館（河辺ふるさと生活館）
47	八多喜公民館	95	河辺公民館北平分館（河辺地域活性化センター）
48	粟津小学校		

※肱北公民館若宮分館及び田口分館の指定は、令和6年4月1日からとする。

項目 8 社会体育施設等の管理

現在、地区公民館が管理する屋内運動場などの社会体育施設等の管理は、利用する地域住民へのサービス維持のため、センター業務として位置付ける。ただし、自治会の範囲を超えて使用する施設については、個別協議の上、その管理体制を決定する。

また、指定管理者制度移行後は、指定管理者（自治会）に管理業務を委託する方向とし、管理業務に係る委託料相当分は、指定管理料又は地域振興一括交付金に加える方向で検討する。

なお、現在、自治会と委託契約を締結している「ふれあい広場除草等業務」に係る委託料については、手続き等の簡素化を図るほか、自治会が柔軟に対応できる仕組みづくりとして、地域振興一括交付金に統合する。

項目 9 各種地区組織機能の自治会移行検討

平成19年の自治会設置以前に設置されている地区社会福祉協議会をはじめ、地区自主防災組織、地区人権教育協議会などについては、活動する中で、指揮命令系統が不明確で分かりにくいといった課題、また、複数の組織が存在することで、組織ごとの役員の選出をはじめ、会計処理、会議など地区の負担や役員の兼務など一部の住民に偏った負担が生じているため、負担を軽減することができる方向性を検討する。なお、地区における活動等の実情を踏まえ、それぞれの地区において決定するものである。

(1) 地区社会福祉協議会

自治会と地区社会福祉協議会との一元化を検討した結果、自治会に統合した場合に半数の地区において、事務局及び事業の企画運営などの新たな負担が生じることから、**全ての地区社会福祉協議会の事務局を大洲市社会福祉協議会が担うこととする。**

(2) 地区自主防災組織

自治会と地区自主防災組織との一元化を検討した結果、地域が一体となって防災活動を行うためには、二重組織を解消し、活動しやすい体制づくりが必要であるため、**地区自主防災組織の機能を自治会の自主防災部会に移行することを可能とする。**

(3) 地区人権教育協議会

自治会と地区人権教育協議会との一元化を検討した結果、地域が一体となって人権教育活動を行うためには、二重組織を解消し、住民の負担軽減をはじめ、活動しやすい体制づくりが必要であるため、**地区人権教育協議会の活動を自治会の生涯学習部会で実施することを可能とする。**

(4) 地区青少年健全育成協議会

自治会と地区青少年健全育成協議会との一元化を検討した結果、地域が一体となって、青少年の健全育成活動を行うためには、二重組織を解消し、住民の負担軽減をはじめ、活動しやすい体制づくりが必要であるため、**地区青少年健全育成協議会の活動を自治会の生涯学習部会で実施することを可能とする。**

(5) 大洲交通安全協会支部

自治会と大洲交通安全協会支部との一元化を検討した結果、組織の目的から、自治会との一元化は困難であるため、引き続き、現状の体制を維持し、自治会と大洲交通安全協会支部が連携しながら、地域の安全・安心なまちづくりを推進するが、交通安全施設の要望にあたっては、防犯灯設置等の要望と同様に自治会が取りまとめを行うことを可能とする。

基本方針

組織の適正規模化に向けた支援

人口減少や高齢化などの進展により、将来を見据えて自治会を統合する場合の地域振興一括交付金については、統合における組織の円滑な活動を支援するため、段階的に減額する激減緩和措置を講じる。

なお、今後、更なる人口減少や高齢化が進む中で、自治会が統合に向けて検討する際の目安となる基準を示す方向で検討を進める。

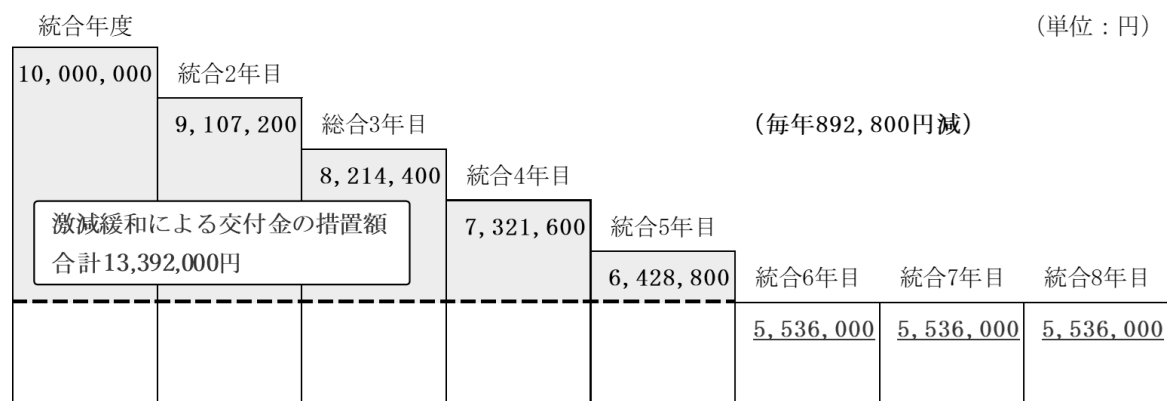
再編後に統合する場合

- ◎ 統合の翌年度から5年の間で段階的に減額しながら交付
- ◎ 激減緩和による交付金の措置額については、統合後**5年以内**で使用

<試算例>

- 1 4つの自治会が統合する場合、統合前の1つの自治会の交付金を2,500,000円と仮定
- 2 減額対象交付金は、4つから1つの自治会になった場合の差額（3つの自治会の均等割部分）4,464,000円を減額

【適用イメージ図】



再編以前に統合する場合の特例措置

統合にあたっては、将来的な環境整備をはじめ、地域振興や地域資源の維持管理など、それぞれの自治会が抱える課題も異なっており、格差是正に伴う経費や将来的に必要な維持管理経費などが課題となってくる。それに対応するため、再編以前に統合する場合には、次の特例措置を創設する。

- ◎ 統合年度から5年間は、現状の交付金を維持し、翌年度から5年の間で段階的に減額しながら交付
- ◎ 激減緩和による交付金の措置額については、統合後**15年以内**で使用

<試算例>

※ 上記「再編後に統合する場合」の試算例と同じ

【適用イメージ図】

